会議の概要 (要旨)

1	会議名	亚式 9.2 年 库笠 2 同羽 士 野 古 片 民 主 子 索 差 今
1		平成23年度第3回習志野市住居表示審議会
2	開催日時	平成24年2月28日(火)午後2時から午後3時
3	開催場所	本庁舎5階入札室
4	出席者	委員:谷岡委員(会長)、萩野谷委員(副会長)、宮内委員、 猪熊委員、大場委員、小倉委員 事務局:志村総務部長、結城副参事、忍係長、仙田主事 傍聴者:17名
5	議 及び 会議の概要	【JR津田沼駅南口特定土地区画整理事業に伴う住居表示の変更について】 【事務局報告】 1. 町の境界について 事務局:境界がいりくんでいる問題に関連して、町の境界について「住居表示に関する法律第11条」に基づき、県へ確認したところ、「街区方式による住居表示の実施基準」(昭和38年7月30日自治省告示第117号、昭和60年7月3日自治省告示第125号改正)に基づいて決めるべきとの回答であった。すなわち、「町の境界は、道路、鉄道若しくは軌道の線路その他の恒久的な施設又は河川、水路等によって定められていること。この場合、境界は、道路、河川、水路等の側線をとることが妥当であること。」「町の形状は、その境界が複雑にいりくんだり、飛び地が生じたりしないように、簡明な境界線をもって区画された一団を形成されているものであること。」ということであった。
		2. 町名変更について 事務局:「奏の杜」への町名変更についても、県の見解は、「街区方式による住居表示の実施基準」に基づいて決めるべきとの回答であった。 「町名を新たに定める場合においては、やはり従来の名称に準拠することが、その地域の住民の感情からしても、あるいは慣用している点からしても自然である。さらに当該地域における歴史、伝統、文化のうえで由緒ある名称、親しみ深いものを選択して行くことが望ましく、その基準を定めたものである。町名については住民の意向を十分に尊重して決めることが基本となるのであって、由緒ある町名、あるいは従来の名称を廃止し、単なる符号的な名称にすることのないように留意することが大切である。」ということを踏まえ判断されたいとのことであった。なお、「従来の町の名称」の解釈については、たとえば、宅地造成した地主が決めた名称であっても、長期間にわたり使用されているならば、従来の町の名称と判断されてくる場合もあるだろうとのことであった。
		3. 地域住民の範囲について 事務局:県の見解では、本件は、すでに住居表示を実施している区域で

あるため、「住居表示に関する法律第5条の2」の適用がないため、市としての説明責任が果たせるよう適切な対応を図られたいとの見解であった。

4. 要望書について

事務局:市長あての要望書が2件提出されたので報告する。

【質疑等】

委員:前回の審議会での地元説明会報告では、「奏の杜」としてほしい というアンケート結果が半数あり、また、その他意見が多数あったため、原案の見直しをすべきである。

委員:県は、法令通りに指導してきていると思う。

区画整理区域内を「奏の杜」とするには、入り組みの問題から も無理があるため、原案とすべきである。

会 長:町の名称については、複数の意見が、住民の皆様から出ている ようであるが、町の境界の設定について示すものはあるのか。

事務局:町の境界の基準を示すもとして、自治省から2つ通知がでている。

①昭和40年6月14日自治振第209号

「住居表示の実施基準の運用について」

通知の内容としては、

町の境界は、公共溝渠、コンクリート塀等であっても、それが 恒久的な施設として認められるものについては可とする。

②昭和42年8月10日自治振第121号

「法律の一部を改正する法律等の施行について」

通知の内容としては、

町の境界の基準は、法第2条第1号に定める街区の区画の基準 と同一なものに改め、道路については、公道に限らないことと する。

会長:人工的な境界でも可とあるが、「奏の杜」の場合、明確な構造物はあるのか。

事務局:谷津1丁目、6丁目側は道路による区分ではなく、敷地による 区割りとなる箇所はある。谷津1丁目側の一部では、高低差が あり、区分されている場所もある。

会 長:質疑を終結し、まとめに入りたいと思うがいかがか。 (異議なし)

今回の諮問案件は、前回の審議会とあわせて、異例の長時間、また、異例の3回にわたる審議となった。

この件については、地域住民から複数の意見が寄せられるなかで、非常に難しい審議であった。地域住民の説明会や要望書では、町の名称、境界の変更を求める意見もあった。これについては、法律、関係規則、実施基準に照らしあわせ、千葉県へも相談し、慎重審議をしたが、現在、幹線道路で区切られている町の境界(谷津1丁目と7丁目の境界)を区画整理区域の境目

	に移動させることができるのか。また、明確な公道、私道もない境界に移動させることができるのかという点で難点があるのではないかと考える。現状としては、境界の大幅な変更は難しく、町の名称についても、新しい名称と現在の名称を引き続き
	使ってほしいという両方の意見が出てきている状況である。これらを踏まえると、原案支持が妥当であると考えるがいかがか。 (異議なし) また、答申書の付記事項については、
	1. 街区割り及び街区符号等を定めるにあたっては、郵便局、警察署等の関係機関と十分調整のうえ、実施されたい。 2. 住居表示について地域住民から、町の名称を「奏の杜」へ変
	更する意見と、「谷津」の名称を変更しない意見があった旨、事務局より報告があり、当審議会では、法律、関係規則、実施基準等に照らし合わせ、慎重に審議したものである。
	という文言を付記したいと考えるがどうか。 (異議なし) 会 長:それでは、そのように市長に答申いたします。 【会議終了】
6 問い合	わせ先 所管課名:総務課 電話番号:047(451)1151 内線 244